

# 環境監査の理念と目的

Ideas and Purposes of Environmental Auditing

池田 豊\*

Yutaka Ikeda

## 1. まえがき

人類は、広大な宇宙に無数に散らばっている星の中で、水と酸素と炭酸ガスという、希有の大気に恵まれた地球に、奇しくも生命を得て、何十億年をかけて造り出された数百万の種の中で、選ばれた智恵を持った生物として、その頭脳を駆使して快適な生活環境を創り出したが、しかしその高度の科学技術の故に、却って自らの生存の原点である地球そのものを害ない、またその生命を脅かす破壊へ追い込もうとしている。

1960年代の半ば頃から、わが国の公害問題がクローズアップし、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などが大きな社会問題となり、1970年の所謂公害国会において14の公害関係法律が制定または改定され公布された。そして企業は、逐次社内の環境管理に専心すべき職制を制定し、国の規制に対応する体制を整えた。

地球環境問題が、フロンなどによるオゾン層の破壊、炭酸ガスなどによる地球温暖化、大気汚染による酸性雨、森林の大量破壊、生態系の変化、砂漠化の進行、広域海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、発展途上国の公害問題などのテーマを引き起こし、1992年のリオ・デ・ジャネーロにおける「環境と開発に関する国連会議」の開催によって、世界の170余国の参加のもとに、激しい論争はあったものの、先進国と発展途上国が相携えて地球を護ることに合意し、環境問題は地球規模における大きな節目を迎えた。

「公害防止」という言葉が取り上げられてからおよそ30年になるが、企業では「公害防止」から「環境管理」へと進展し、既に定着しており、平成5（1993）年11月に「環境基本法」が公布され、さらに1995年12月には「環境基本計画」が策定され、官公庁・企業及び国民の認識が更に深まって行く事が期待される。

「環境監査」という言葉が、1980年代の終わり頃か

ら目につくようになり、新しい活動分野として注目されるようになった。

この言葉が欧米で最初に使われたのは、1960年代に米国コングロマットのITTで、社内の環境管理システムを助ける社内管理の手法として、環境監査プログラムが考案されたとのことである。

筆者は、勤務していた企業の公害防止・環境管理の責任者となった1972年から、環境管理活動の一環として、先ず社内の各事業場および各地方の系列会社の環境管理の体制を整えることを始めとし、その環境保全設備の整備を推進し、さらに事業場の協力を得て、その実態調査ならびに事業場責任者との懇談とアドバイスを行うこととした。1972年に「環境管理・監査規定」を制定して、年1回の本社とそれぞれの事業場の責任者および環境スタッフとの会合と現地監査を規定づけ、1973年より全社的行事として実施した。この方針は後継者によって受け継がれているが、独自の体制による環境監査制度の発足であり、国内はもとより世界的にも、早い時期の制度化であったということができよう。

環境監査とは、ある組織体の環境管理が、組織内部の方針や基準に適合しているかどうかを判断するプロセスであり、環境管理プログラムの構成要素の中でも、最大の効果を持つものである。

今日では、数多くの企業が資本投資・経営コスト・経営上の努力のかなりの部分を、環境管理に振り向けられており、環境管理の為に先端技術を適用すると共に、環境・健康・安全など幾つかの側面を明確にするための一つの方法として、環境監査に多大の注目を払うようになり、その役割は益々大きくなりつつある。

環境監査が英国・カナダなどで既に規格化され、また一地方や一国のテーマから、地球環境の問題に発展し、欧州連合（EU）では、1993年6月に「EC環境監査規則」を公布し、また「国際標準化機構（ISO）」では世界の主要国が集まって、環境管理が社会全体の最優先の課題であるとの認識の上に、「環境管理シス

\*環境資源科学研究所 所長

〒185 東京都国分寺市泉町1-1-14

テム」の標準化が討議され、1993年6月に6つの分科会と1つのワーキンググループを設置して活動に入り、その主眼に「環境監査」が位置づけられた。委員会原案もすでに一部公開されていることは、人類が地球の将来を憂うる具体的共同行動の表れとしてこれを尊重し、全面的に協力しなければならない。

## 2. 環境管理の意義

### 2.1 公害防止から環境管理へ

わが国では、環境規準や公害防止のための排出規準に加え、地方自治体の条例などで、環境保全に関する酷しい規制を制定している。戦後の高度成長に伴う強烈な公害問題に直面した国民の、公害防止に対する意識は極めて高く、企業は法令の規準より更に酷しい公害防止協定を地域社会や自治体との間に締結している場合も多い。

昭和45（1970）年のいわゆる公害国会の頃においては、有害廃水の大量放出や硫黄酸化物の大量排気などの結果生じた健康被害や、目に余る環境汚染の対応策として、公害防止の施設の整備と施策に、各企業は悪戦苦闘を続けることとなった。

排水・排ガスを大量に排出する多くの企業は、1960年代の後半から1970年代にかけて、行政の指示・指導に忠実に従い、真摯に自らを守るために努力した結果、公害問題は沈静し、公害防止技術は世界最高の水準まで発展した。当初企業の利益追求にはマイナスと考えられていた公害防止投資が、発生公害の対応にかかる金額のみならず、社会的な企業イメージや従業員の士気などの無形の損失を考えると、実は企業活動にとってプラスになるものであることを、経済大国になることによって企業は一層実感し、その事実が証明されることとなった。

後追い公害防止対策が漸く目途が付き始め、各企業において積極的な公害防止対策がとられるようになり、公害対策が生産工程の一部として捉えられるようになり、また工場と地域の環境を一体として考え、其の対策を構ることが企業の社会的責任として、経営管理の中に環境管理という概念が定着するようになった。

行政の指導も、従来の公害の防止に拘らず、公害防止から環境管理へと、異質なものではないが、対象範囲が拡大したのとして、官と民を挙げて総ての事業場と住民や一般大衆をも含んだ規範と成ってきた。

### 2.2 環境管理の目的と対応

わが国の環境は、公害防止対策が本格化した時機か

ら、環境管理への進展におよんで、ここ20数年を歴て、世界でも例を見ない程安定してきた。

環境管理は、企業などが複雑な環境問題に取り組むための手法であり、企業が環境調和型の行動を自主的に推進するための手法であり、企業行動が持つ環境負荷と環境面がもたらす危険の削減を企業行動の中で、向上する継続的改善努力である。

環境管理は、企業などの管理責任者の不可欠の要素となってきた。環境に関する方針・目的・目標を実現するための、構造・責任・方法・手順・過程・方策の立案には、他の領域である作業・品質・職場の安全・衛生、ならびに資金などの問題と、十分な調整が必要である。従って、環境管理計画は明確な定義づけのもとに必ずこれを文書にまとめて公表し、また継続的に完全化の努力を惜しんでならない。

環境管理の特徴は、経営方針に環境要素を取り込んで、自らの経営の諸活動を環境に調和した方向にもたらすことである。環境管理は、経営のトップから末端に至る各層の責任者が、共通の認識に基づき、環境目的を達成する努力によって達成することができる。

中小企業にあっては、原価の低減・適応性・技術革新につとめ、国際経済・貿易の構造の変化に対応し、情勢の展開を分析して、環境管理の重要性の認識に誤りのないような対応がなされなければ、企業存立の根本にも影響することを認識しなければならない。

## 3. 環境監査の理念

### 3.1 環境監査の意義

#### (1) 環境監査とは

環境監査とは、企業などの組織体の環境管理の実態を評価することであり、またそれらの組織体の環境管理が法令・条例などの規制および組織内部の方針や規準、地域住民への対応などが適正であるかどうかを判断するプロセスである。

環境監査は環境管理システムのチェック機能を果たす要素であるから、①環境管理活動が策定された環境管理計画に沿って有効に機能を果たしているかどうか。②環境管理システム自体が有効な機能を果たしているか否か、この二つの機能を有しなければならない。環境監査の実施は、綿密な環境計画を立て、客観的に行なわれることが必要であり、それには監査人の能力・選定・監査範囲などの要素がある。

監査とは、一般にまちまちに行われている作業手順と実務慣行を、分析・試験・確認などの秩序の整った

方法によって検証することである。また監査とは、それらの手順や慣行が、法規定や企業などの内部の方針あるいは、広く認められている慣行に、一致しているかどうかを確かめることである。なお企業などの組織体が、施設またはその業務に係る実態を審査すること、事業活動や各種のプログラムが外部規制と内部規準に、どの程度合致しているかを判定または証明することでもある。

#### (2) 監査という言葉

監査という言葉は、漢和辞典によれば「取り締まり調べること」であり、監査という言葉に英語では色々な用語があり、Inspection, Survey, Appraisal, Evaluation, Assessment, Review などがあるが、それぞれ若干のニュアンスは異なるが、環境プログラムに適用するに当たっては、普通“Audit”つまり監査または検査という語が一般的であり、会計監査・経営監査・技術監査・業務監査のような用語が一般的に用いられている。

### 3.2 環境監査の定義

環境監査とは、上述のプロセスを指すものであるが、その定義としては次のような表現がある。

(1) 環境監査の定義として、1989年に国際商工会議所では「環境監査とは、企業の環境保全措置上の慣行に係わる経営管理を促進し、法令遵守を含む当該企業の環境方針の遵守状況を評価する。これにより、当該企業の環境に係る組織、管理者および諸設備が環境を保護する目的を如何に果たしているのかの評価を、系統的にかつ文書化し、定期的および客観的に行なう管理的手段である。」としている。

(2) 1992年4月制定された英国規格BS7750においては、「環境監査は、環境システムの一部をなすものであり、環境システムの有効性と環境パフォーマンスつまり環境に関する企業の方針達成のチェック・評価を行なう機能」と位置づけている。

(3) 1994年10月に公表されたISO/CD-14010「環境監査の実施のための指針」によれば、「環境監査とは、特定の環境活動、事象、状況、管理システム、又はこれらの事項に関する情報が監査判定の規準に適合しているかどうかを決定するための証拠を客観的に取得し評価すること、及びこのプロセスの結果を依頼者に伝達することに関する体系的で文書化された検証プロセス」と定めている。

## 4. 環境監査の目的と効果

### 4.1 環境監査の目的

#### (1) 環境監査の目標

環境管理は、環境への悪影響が発生した後の対応が目的ではなく、問題点の事前の認識が目的である。従って環境監査の目標は、環境管理活動の計画との合致、環境管理システムの有効性を点検して、環境規準の遵守の状況を判断し立証することにある。具体的に挙げると、①環境管理状況を判断し立証する ②施設責任者の環境実績の改善を支援する ③企業などの組織体の経営者に保証を提供する ④環境リスク管理システムを改善する ⑤環境問題の認識について組織全体の水準を高める ⑥環境管理システムの組織全体の発展を促進する、などが挙げられる。

#### (2) 環境監査の位置づけ

環境管理システムは、悪影響が発生したあとの処置が目的ではなく、問題点の事前の予防である。環境管理は経営者の意志に基づく基本方針の指示によって進められるべきものであるが、実際の行動に当たる現場の実状が必ず経営者にフィードバックされなければならない。

環境管理に必要な要素は、したがって、①経営者が先ず基本方針を示すこと ②基本方針に基づいて環境目標を設定すること そのためには、組織・人員・管理規定・環境影響などを考慮しなければならない ③基本方針と目標に従って管理行動計画を策定すること ④管理マニュアルを策定し、行動が実施されること ⑤環境管理行動が適正であるかどうかを、書類および実態によって監査すること、監査結果は更に審査されまたは認証を受けること ⑥監査結果が経営トップに報告されその実績が評価され把握されること ⑦経営者によって次の目標が示され、一歩進んだ行動に入る。

これらを最も単純な、一つのサイクルにまとめると図-1のようである。

#### (3) 監査結果のチェック

環境監査結果は、それが経営者に報告され、経営者から更に次の目標が示されるに当たって、その報告書が正当かつ適正なものでなければならない。そのための監査結果のチェックとして「審査」「認証」などが採用されている。

英国規格の「BS7750」においては、監査(Audit)のつぎに審査(Review)つまり見直しというステップを設けており、欧州連合の「EU環境管理監査規則

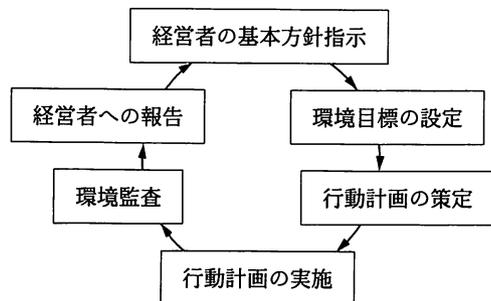


図-1 環境管理サークル

EMAS」では、公認環境監査人による認証というステップを設け、また国際標準化機構の「ISO-14000シリーズ」では、経営者による見直しを規定している。

### 1) 審査 (Review)

「BS7750」では、環境監査 (Audit) の結果の見直しを審査 (Review) と言っている。監査では、環境管理システムの有効性と環境目的の達成の両方を評価する。審査では、環境方針の関連性の継続性を確認し、監査及びフォローアップ活動の効力を確認する。環境審査は環境の変化および絶えざる改善への約束に応じてその方針および目的の変化に対して、可能な必要性も提出するものでなければならない。

審査の範囲には、企業などの組織全体およびその活動・製品・サービスなどの総てを包含すべきである。つまりその範囲を既存の環境方針、目的および目標に関連するものだけに限定すべきではない。

審査に当たっては、環境報告書に記載された意見をどのように扱うべきか、また被監査者の立てている環境目標・目的や環境管理方針を継続することが適切であるか、環境管理計画やマニュアルその他の規定や文書に変更を勧告する必要があるかどうか、などを考慮すべきであろう。

### 2) 認証 (Validation)

「EMAS」の規定によれば、企業などの内部の環境監査者による監査 (Audit) に対して、その環境監査報告書を公認環境認証人 (Verifier) によって認証を受けるべきことが規定されている。

環境認証人は、資格認定機関によって、提出データ、関連職務の検討、ならびに面接等に基づいて審査認定される。認証人は、独立かつ公平で、職務の遂行に必要な充分の能力を有する者でなければならない。

認証人は、企業などの組織体と書面による契約を基礎として、組織体の協力のもとに職務を遂行する。

認証人の報告書には、①EU規則に違反していないか②監査方法、環境管理システム、などにおける技術的欠陥、③環境報告書に修正または追加すべき細目、などを明記する。

### 3) 経営者による見直し (Management Review)

「ISO/CD14001環境管理システム」の規定によれば、組織体の経営者は、定期的に環境管理システムの見直しを行なうべきである。見直しは、環境監査の結果に対応して、環境目的と目標が妥当であるか、変化している環境条件と情報に環境管理システムが妥当であるか、関係利害関係者の関心事項などを含むべきである。

### 4.2 環境監査の対象

#### (1) 環境監査の対象となる事業

環境監査の対象は、先ず製造業に関する監査が一般的に取り上げられるが、環境に関連ある施設・事業は極めて多岐に亘り、多くの企業などの組織体は何れもその活動が対象とされなければならない。例示すれば次の通りである。

1) 製造業は勿論であり、機器・施設・部品・材料などの製造を含み、さらに流通業・販売業も汚染物質の排出、地域の占拠など環境に与える影響大なるものがあり、環境管理・監査の対象としなければならない。

2) 建設業、運輸・通信業は、環境への影響大なるものがあり、当然環境管理・監査の対象としなければならない。

3) 農林水産業は、田畑耕作・牧畜・林業・水産業など環境影響の多大なるものがあり、また原野・森林におけるゴルフ場開発なども関連は大きい。

4) 廃棄物処理業・廃水処理業は、製造業から独立している場合もあり、環境に影響の大きい事業であり、公共の処理事業も当然含まれる。

5) 官公庁・学校・研究施設・医療機関・その他の公的施設であって、環境に影響の大きい事業・施設は、環境監査の対象でなければならない。

6) その他、一般市民のための公共的施設もその管理者は、環境管理・監査の対象となることを認識しなければならない。

#### (2) 監査の対象領域

企業などの組織体の環境監査の対象範囲は、環境監査の定着度に応じて、関係法令の遵守状況などの緊急性・重要性の高い項目から、自主管理の実地状況など、より高度な項目に広げ、最終的には、事業活動の全領域にわたる環境管理活動を対象とすべきである。具体

的項目の例をあげると次のようである。

1) 環境保全に関する技術生産活動については、①環境保全に関する「環境基本法」の精神に添った活動であるか ②省資源・省エネルギーに叶った活動であるか ③大気・水質・廃棄物などの処理が適切か ④安全・衛生・火災・危険などに関連する配慮が適切か ⑤国内法令の遵守がなされているか ⑥国際条約およびそれに関する法令が遵守されているか、などが対象である。

2) 製品の品質・販売・サービスに関する活動が、環境保全に添っているかについては、①製品品質・製法の環境保全に関する事前評価がなされているか ②製造・販売・サービス・流通および廃棄のライフサイクルの各段階で環境への配慮がなされているか、などが対象である。

3) 環境保全に関する社会貢献活動については ①事業場などの地域調和がよいか、つまり工場緑化・工場景観などの地域との調和 ②地方自治体および諸団体活動への参加・協力・支援 ③環境管理に関する情報開示への取り組み ④ボランティア活動とその支援、などが対象領域である。

#### 4.3 環境監査の効果

##### (1) 環境監査の効用

###### 1) 管理効率の改善

環境監査により管理システムにもたらす効用は ①企業の多くの施設で、同じ問題が異なる方法で解決していることが明らかになる ②他の施設からの情報や教訓を得ることによって、より統一された環境管理が可能になる、などが考えられる。

管理効率の改善の効用としては、①環境リスクの減少 ②事故件数の減少 ③訴訟件数の減少 ④罰金件数の減少、などが具体例として挙げられる。

###### 2) 企業経営への確信

企業の経営者が、環境管理に確信を持つことが出来ることは、環境監査の最大の効用である。それを例示すれば、①経営者が環境管理に高い優先度をおいていることを従業員が理解すること ②環境管理が適切に管理されていることを、工場管理者が確認できること ③管理システムの欠陥の発見および是正措置をとることが出来ること ④地域社会や行政機関における企業の評価が高まること、などが挙げられる。

##### (2) 環境監査の効果

環境監査が企業などにもたらされる大きな効果のひとつは、社会的評価の向上であろう。そのためには、

監査報告書の第三者による審査もしくは公認環境認証人による認証を受けた結果の、優れていることの公表が有効である。また経営者にとっての大きな効果は、企業防衛への自信を持つことができることであろう。

環境監査によって、経営者のほか、株主・幹部職員・部門責任者・環境管理責任者・法務責任者・経理責任者・製造管理者・施設管理者ならびに一般従業員にも、それぞれ価値判断に相違はあるかもしれないが、必ず何らかの効果を得るであろう。

地域住民・顧客などにとっても、関係ある企業などの環境管理プログラムが有効であることが、監査によって実証されることは、大きな効果であろう。

## 5. あとがき

「環境監査の理念と目的」というテーマを載いたが、「理念」にも「目的」にも極めて概念的で種々の面があり、また人によって色々の考え方がある言葉である。

「環境監査」について論じようとしても、おそらく纏った定義には到達しないことを畏れ、下記の最近話題となっている環境監査に関する「規則」「規格」や、最近公刊された著書などの解説の文語や表現を参考または引用させて戴き、筆者の独自の見解を加えて、できるだけ独断を避けてまとめてみた。それらの著者・訳者各位の寛恕を戴きたい。

### 参考文献

- 1) Environmental Management System ; BS7750, (1994).
- 2) Council Regulation (EEC), Community Eco-management and Audit Scheme ; (1993).
- 3) ICC Guide to Effective Environmental Auditing ; (1991).
- 4) ISO/CD 14000シリーズ対訳 ; (1994), 日本規格協会.
- 5) 日本規格協会編 ; 環境管理・監査システム, BS7750・EEC 規則の対訳, (1994).
- 6) 環境監査研究会訳 ; 効果的な環境監査のためのICCガイド (1993).
- 7) J. L. Greenoほか著, 浦野ほか監訳 ; 環境監査実務マニュアル, (1993), 日本能率協会.
- 8) 環境管理監査システムに関する調査報告 ; (1993), 産業環境管理協会.
- 9) 環境監査研究会編 ; 環境監査入門, (1992), 日本経済新聞社.
- 10) 環境管理・監査研究会編 ; 環境管理・監査システムの確立とその実際 ; (1994), 産業環境管理協会.